

人事委員会年報

令和6年度

令和7年6月

青森県人事委員会事務局

目 次

<令和6年度事務事業の概要>

第1	人事委員会	1
1	人事委員会委員	1
2	人事委員会会議	1
	(1) 令和6年度における会議の開催状況	1
	(2) 総 括	6
3	条例案に対する意見	7
第2	事 務 局	8
1	組 織	8
2	令和6年度予算	9
第3	任 用	10
1	競 争 試 験	10
2	選 考	18
	(1) 採 用 選 考	18
	(2) 選 考 試 験	20
第4	給 与	21
1	令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告（令和6年10月8日）	21
	(1) 報 告	21
	(2) 勧 告	28
2	職員の給与制度の動き	32
第5	勤務時間、休日及び休暇等	36
第6	審 査	37
1	不利益処分についての審査請求	37
2	勤務条件に関する措置要求	37
3	公務災害補償の実施についての審査請求	37
4	職員の苦情の処理	38
5	退職手当の支給制限等の処分に係る意見	38
第7	労働基準監督機関の職権行使	39
1	労働基準法別表第一の号別区分	39
2	事業所調査等	39
	(1) 事業所調査	39
	(2) 時間外勤務等の実施状況調査	40
3	その他の職権行使の状況	40
	(1) 労働基準法関係	40
	(2) 労働安全衛生法関係	40

第8	職員団体等	42
1	職員団体の登録	42
	(1) 令和6年度における変更登録の状況	42
	(2) 令和6年度末における登録職員団体の状況	42
2	管理職員等の範囲の指定	46
	(1) 県関係	46
	(2) 委託関係	47
第9	公平委員会事務の受託	48
1	市町村関係	48
2	一部事務組合関係	49
3	広域連合関係	49
第10	その他	50
1	年間の主な動き	50
2	各種会議実施状況	51
	(1) 全国人事委員会連合会関係	51
	(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係	52
	(3) 全国人事委員会事務局長会議	54

第1 人事委員会

1 人事委員会委員

職名	氏名	任期	常勤・非常勤の別	備考
委員長	奥崎栄一	令和3.4.1～令和7.3.31	非常勤	会社役員
委員 (委員長職務代理者)	千田晶子	令和4.4.1～令和8.3.31	非常勤	NPO法人顧問
委員	森理恵	令和5.4.1～令和9.3.31	非常勤	弁護士

2 人事委員会会議

(1) 令和6年度における会議の開催状況

会議名	開催	議 題	公布、公示年月日
第1回委員会	6.4.15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審 理 令和5年(審)第2号事案(懲戒免職処分取消・修正請求)の審理(第2回) ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和6年度業務執行計画及び主な議決事項、協議事項等 2 令和5年度職員採用試験合格者の採用状況 3 令和6年職種別民間給与実態調査について 	
第2回委員会	6.4.24	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和6年度青森県職員採用試験全体計画案 2 令和6年度青森県職員採用試験(大学卒業程度)実施計画案 3 令和6年度青森県職員採用試験(大学卒業程度・社会人枠)実施計画案 ○ 審 理 令和5年(審)第1号事案(懲戒停職処分取消請求)の審理(第4回) ○ 協 議 令和6年度青森県警察官採用試験(警察官A)実施計画案 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和6年度青森県職員採用試験(大学卒業程度・SPI方式)の実施状況 2 令和5年度労働基準監督機関の職権行使等の状況について 	6.5.7 6.5.7

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
第3回委員会	6. 5. 24	○ 議 案 令和6年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・S P I方式）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 ○ その他 令和6年度青森県職員採用試験（大学卒業程度及び大学卒業程度・社会人枠）の申込状況	
第4回委員会	6. 6. 5	○ 議 案 1 人事委員会規則7-27（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案	6. 6. 10 6. 6. 14 6. 6. 14
第5回委員会	6. 6. 28	○ 議 案 1 人事委員会事務局職員の任免（総括主幹以上） 2 令和6年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）実施計画案 3 人事委員会規則7-60（福祉業務手当）の一部を改正する規則案 ○ 審 理 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）の審理（第1回） ○ 協 議 令和6年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画案	6. 7. 5 6. 7. 8
第6回委員会	6. 7. 16	○ 審 理 1 令和5年（審）第1号事案（懲戒停職処分取消請求）の審理（第5回） 2 令和5年（審）第2号事案（懲戒免職処分取消・修正請求）の審理（第3回）	
第7回委員会	6. 8. 8	○ 議 案 1 令和6年度青森県職員採用試験（大学卒業程度）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 令和6年度障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験実施計画案	6. 8. 19
第8回委員会	6. 8. 23	○ 審 理 令和5年（審）第1号事案（懲戒停職処分取消請求）の審理（第6回） ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第1回）	
第9回委員会	6. 9. 4	○ 議 案 令和6年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第2回） ○ その他 令和6年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）の申込状況	

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
第10回委員会	6. 9. 10	○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第3回）	
第11回委員会	6. 9. 24	○ 議 案 令和5年（審）第1号事案（懲戒停職処分取消請求）に係る証拠の採否 ○ 審 理 令和5年（審）第1号事案（懲戒停職処分取消請求）の審理（第7回） ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第4回）	
第12回委員会	6. 9. 30	○ 議 案 1 職員の給与等に関する報告及び勧告案 2 令和5年（審）第2号事案（懲戒免職処分取消・修正請求）に係る証拠の採否 ○ 審 理 1 令和5年（審）第2号事案（懲戒免職処分取消・修正請求）の審理（第4回） 2 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）の審理（第2回）	
第13回委員会	6. 10. 23	○ 審 理 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）の審理（第3回） ○ その他 令和6年各都道府県人事委員会の報告及び勧告について	
第14回委員会	6. 11. 14	○ 議 案 令和6年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 ○ その他 令和6年各都道府県人事委員会の報告及び勧告について	
第15回委員会	6. 11. 22	○ 議 案 1 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 2 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）に係る証拠の採否 ○ 審 理 1 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）の審理（第4回） 2 令和5年（審）第1号事案（懲戒停職処分取消請求）の審理（第8回） ○ 報 告 不利益処分に関する審査請求の取下げについて ○ 協 議 令和6年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画の変更について ○ その他 職員採用試験の見直しの検討状況について	

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
第16回委員会	6. 12. 9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則 7-62 (初任給調整手当) の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則 7-80 (期末手当及び勤勉手当) の一部を改正する規則案 ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 職員採用試験 (大学卒業程度) の見直しについて ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験実施結果 	<p>6. 12. 16</p> <p>6. 12. 16</p>
第17回委員会	6. 12. 18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年 (審) 第1号事案 (懲戒停職処分取消請求) の協議 (第1回) 	
第18回委員会	7. 1. 10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 人事委員会規則 13-8 (職員の勤務時間、休日及び休暇) 等の一部を改正する規則案 ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年 (審) 第1号事案 (懲戒停職処分取消請求) の協議 (第2回) 	7. 1. 17
第19回委員会	7. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する審査請求の裁決案 2 不利益処分に関する審査請求の受理及び審査に関する事務の専決について 3 不利益処分に関する審査請求の受理及び審査に関する事務の専決について ○ 審 理 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年 (審) 第1号事案 (懲戒免職処分取消請求) の審理 (第5回) ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 職員採用試験 (大卒程度・社会人枠) の見直しについて ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度青森県職員採用試験全体計画 	
第20回委員会	7. 2. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和7年度青森県職員採用試験 (大学卒業程度・早期枠 S P I 方式) 実施計画案 2 退職手当の支給制限処分に係る事案に関する退職手当管理機関に対する書面の提出要求について 	7. 3. 3
第21回委員会	7. 2. 21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 警察官の採用選考 2 勤務延長の期限の延長承認 3 令和7年度青森県職員採用試験 (大学卒業程度・早期枠 S P I 方式) 実施計画の変更について 4 人事委員会規則 6-15 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則案 5 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 6 勤務条件に関する措置要求の却下について 	7. 3. 3
第22回委員会	7. 3. 4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 一般任期付職員の採用等の承認 2 勤務延長の期限の延長承認 	

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
第23回委員会	7. 3. 13	○ 議 案 1 人事委員会事務局職員の任免（総括主幹以上） 2 職員の採用選考 3 一般任期付職員の採用の承認（知事部局） 4 一般任期付職員の採用の承認（病院局） 5 任期付職員の任期の更新の承認 ○ その他 1 令和6年度労働基準法・労働安全衛生法等適用状況調査の実施結果 2 令和7年（審）第1号事案及び第2号事案に係る答弁書への対応	
第24回委員会	7. 3. 24	○ 議 案 1 人事委員会規則9-2（職員の定年等）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則6-19（任期付職員の採用等）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則7-0（給料等の支給）の一部を改正する規則案 4 人事委員会規則7-10（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則案 5 人事委員会規則7-33（失業者の退職手当）の一部を改正する規則案 6 人事委員会規則7-38（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則案 7 人事委員会規則7-39（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則案 8 人事委員会規則7-133（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則案 9 人事委員会規則12-6（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則案 10 人事委員会規則13-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則案 11 職務に専念する義務の特例の承認	7. 3. 26 7. 3. 31 7. 3. 31
第25回委員会	7. 3. 28	○ 議 案 1 人事委員会規則2-31（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則7-44（通勤手当）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則7-51（へき地手当等）の一部を改正する規則案 4 人事委員会規則7-60（福祉業務手当）の一部を改正する規則案 5 人事委員会規則7-62（初任給調整手当）の一部を改正する規則案 6 人事委員会規則7-67（管理職手当）の一部を改正する規則案 7 人事委員会規則7-80（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則案 8 人事委員会規則7-83（衛生検査手当）の一部を改正する規則案	7. 3. 31 7. 3. 31

	<ul style="list-style-type: none"> 9 人事委員会規則 7-95 (地域手当) の一部を改正する規則案 10 人事委員会規則 7-98 (家畜診療手当) の一部を改正する規則案 11 人事委員会規則 7-106 (用地買収交渉等手当) の一部を改正する規則案 12 人事委員会規則 7-109 (住居手当) の一部を改正する規則案 13 人事委員会規則 7-111 (特地勤務手当等) の一部を改正する規則案 14 人事委員会規則 7-117 (公害等調査手当) の一部を改正する規則案 15 人事委員会規則 7-159 (単身赴任手当) の一部を改正する規則案 16 人事委員会規則 7-162 (管理職員特別勤務手当) の一部を改正する規則案 17 人事委員会規則 7-166 (扶養手当) の一部を改正する規則案 18 人事委員会規則 7-170 (災害応急作業等手当) の一部を改正する規則案 19 人事委員会規則 7-194 (放射線取扱手当) の一部を改正する規則案 ○ 審 理 令和6年(審)第1号事案(懲戒免職処分取消請求)の審理(第6回) ○ その他 令和7年度青森県警察官採用試験等の計画 	<ul style="list-style-type: none"> 7. 3. 31
--	--	--

(2) 総 括

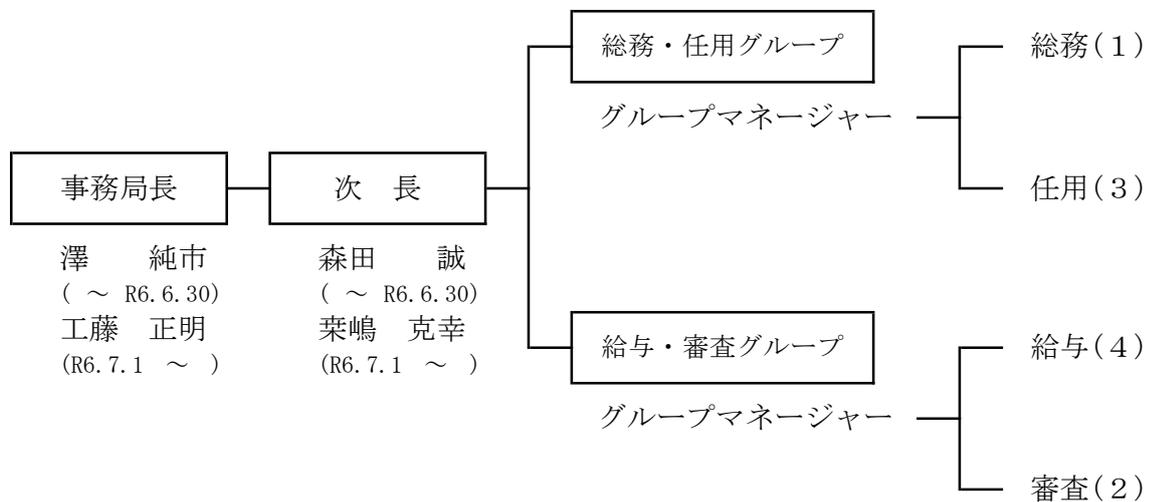
開催回数		議 案									議 案 以 外				合 計	
定 例 会	臨 時 会	規則制定・改廃	通知制定・改廃	各種試験関係	職員団体関係	不服申立て関係	各種承認関係	条例案に対する意見	その他	小 計	審 理	報 告	協 議	その他		小 計
25		37		11		8	7	2	5	70	14	1	11	15	41	111

3 条例案に対する意見

意見提出 年 月 日	議 案 番 号	件 名	意 見
6. 11. 22	第320回定例会 (令和6年11月) 議案第10号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、職員の申告を考慮して、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を受け、又は勤務時間を割り振ることができることとする等のためのものであり、適当であると考えます。
6. 11. 22	第320回定例会 (令和6年11月) 議案第12号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、令和6年10月8日に本委員会が議会及び知事に対して行った職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに初任給調整手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するものであり、適当であると考えます。
7. 2. 21	第321回定例会 (令和7年2月) 議案第23号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、育児を行う職員の早出遅出勤務及び時間外勤務の制限について請求の対象となる子の範囲を拡大するものであり、適当であると考えます。
7. 2. 21	第321回定例会 (令和7年2月) 議案第25号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、令和6年10月8日に本委員会が議会及び知事に対して行った職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料月額並びに初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び通勤手当の額等を改定し、職務の級が一定の級以上である職員に係る昇給制度を改め、単身赴任手当に係る支給対象職員の範囲及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当、特勤勤務手当等及び寒冷地手当を支給し、特定任期付職員に勤勉手当を支給し、特定任期付職員に係る期末手当の支給割合を改め、並びに特定任期付職員業績手当を廃止し、並びにその他所要の整備を行うものであり、適当であると考えます。
7. 2. 21	第321回定例会 (令和7年2月) 議案第26号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、県税事務手当等の支給範囲を改めるものであり、適当であると考えます。
7. 2. 21	第321回定例会 (令和7年2月) 議案第27号	職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うものであり、適当であると考えます。
7. 2. 21	第321回定例会 (令和7年2月) 議案第28号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、国家公務員退職手当法の改正に準じ、雇用保険法の就業促進手当に相当する失業者の退職手当の支給を受けることができる者の範囲を改め、及び同法の基本手当に相当する失業者の退職手当の給付日数に係る特例の適用期限を延長する等のためのものであり、適当であると考えます。
7. 2. 21	第321回定例会 (令和7年2月) 議案第49号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、義務教育学校の設置に伴う所要の整備を行うものであり、適当であると考えます。

第2 事務局

1 組織



※ () 内は職員数

2 令和6年度予算

歳入

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
15 款 諸収入	580	0	580	「地方公共団体と青森県との間の公平委員会の 事務委託に関する規約」による委託費 年額 13 × 10 (市) =130 10 × 30 (町 村) =300 6 × 25 (一部事務組合等) =150 定額分 65 団体 580
4 項 受託事業収入	580	0	580	
1 目 総務受託事業収入	580	0	580	
2 節 人事委員会費	580	0	580	
市町村公平 委員会事務	580	0	580	

歳出

一般会計

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
2 款 総務費				
9 項 人事委員会費	146,783	△ 2,204	144,579	
1 目 委員会費	23,123	△ 2,830	20,293	(1) 管理費 8,068
1 節 報酬	5,868	△ 346	5,522	(2) 職員費 1,141
7 節 報償費	283	△ 44	239	(3) 試験費 11,084
8 節 旅費	4,197	△ 1,801	2,396	
9 節 交際費	19		19	
10 節 需用費	4,067		4,067	
11 節 役務費	2,324	233	2,557	
12 節 委託料	1,980	△ 438	1,542	
13 節 使用料及び 賃借料	1,457	△ 188	1,269	
17 節 備品購入費	83		83	
18 節 負担金補助 及び交付金	2,845	△ 246	2,599	
2 目 事務局費	123,660	626	124,286	
1 節 報酬	3,022	388	3,410	(1) 事務費 3,215
2 節 給料	58,326	131	58,457	(2) 人件費 121,071
3 節 職員手当等	38,877	63	38,940	
4 節 共済費	20,344	△ 310	20,034	
8 節 旅費	152	78	230	
9 節 交際費	18		18	
10 節 需用費	2,249	229	2,478	
11 節 役務費	127	47	174	
13 節 使用料及び 賃借料	545		545	

第 3 任 用

1 競 争 試 験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており（地方公務員法第17条の2第1項本文）、本委員会では、毎年度採用試験を実施している。

令和6年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりである。

なお、警察官採用試験の実施については、警察本部長に委任している。

職員採用試験の申込者数については、大学卒業程度（SPI方式）は前年度比66.0%減、大学卒業程度は前年度比8.8%減、大学卒業程度（社会人枠）は前年度比27.1%増、短大卒業程度は前年度比40.0%減、高校卒業程度は前年度比37.5%増となった。

警察官採用試験の申込者数については、警察官Aは前年度比で男性は2.1%減、女性は前年度比で52.4%増、警察官Bは前年度比で男性は10.2%増、女性は11.1%減となった。

試験の種類	申込者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		受験倍率	採用人員	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数			
大 卒 程 度 （ S P I 方式）	17 (50)	16 (47)	12 (16)	11 (15)	4 (5)	4.0 (9.4)	3 (5)	
大 卒 程 度	353 (387)	300 (321)	244 (259)	230 (246)	159 (150)	1.9 (2.1)	107 (117)	
大 卒 程 度 （ 社 会 人 枠 ）	136 (107)	128 (76)	36 (28)	33 (27)	22 (12)	5.8 (6.3)	19 (10)	
短 大 卒 程 度	6 (10)	5 (9)	4 (7)	4 (7)	3 (2)	1.7 (4.5)	3 (2)	
高 卒 程 度	154 (112)	135 (102)	126 (79)	121 (78)	78 (60)	1.7 (1.7)	48 (38)	
警 察 官 試 験	警 察 官 A （ 男 性 ）	92 (94)	62 (73)	57 (70)	44 (56)	31 (30)	2.0 (2.4)	22 (25)
	警 察 官 A （ 女 性 ）	32 (21)	21 (11)	21 (11)	12 (10)	9 (6)	2.3 (1.8)	6 (6)
	警 察 官 A （ 武 道 指 導 / 柔 道 ）	3 (4)	3 (4)	1 (2)	1 (2)	1 (1)	3.0 (4.0)	1 (1)
	警 察 官 A （ 武 道 指 導 / 剣 道 ）	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2.0 (2.0)	1 (1)
	警 察 官 B （ 男 性 ）	184 (167)	140 (130)	124 (114)	92 (111)	46 (44)	3.0 (3.0)	28 (27)
	警 察 官 B （ 女 性 ）	64 (72)	54 (62)	52 (52)	44 (49)	18 (15)	3.0 (4.1)	15 (10)
合 計	1,043 (1,026)	866 (837)	678 (639)	593 (602)	372 (326)	2.3 (2.6)	253 (242)	

(注) 1 () 内は、令和5年度の実施状況である。

2 受験倍率は、 $\frac{\text{第1次試験の受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

(1) 日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日(合格発表日)		試験会場	採用候補者名簿 確定年月日
			第1次試験	第2次試験		
大卒程度 ・SPI方式	6. 3. 1	6. 3. 1 ～ 6. 3. 26	6. 4. 2～15 のうち受験者 が選択する日 (6. 4. 25)	6. 5. 15 ～16 (6. 5. 28)	第1次 SPI3テストセンター 第2次 総合社会教育センター	6. 5. 24
大卒程度	6. 5. 7	6. 5. 7 ～ 6. 5. 24	6. 6. 16 (6. 6. 25)	6. 7. 21～27 (6. 8. 13)	第1次 青森高校 明治大学駿河台キャンパスリハビリター 第2次 自治研修所	6. 8. 8
大卒程度 ・社会人枠 「行政」	6. 5. 7	6. 5. 7 ～ 6. 5. 24	6. 6. 7～20 のうち受験者 が選択する日 (6. 7. 5)	6. 8. 18 (6. 9. 6)	第1次 SPI3テストセンター 第2次 自治研修所	6. 9. 4
大卒程度 ・社会人枠 「行政」 以外	6. 5. 7	6. 5. 7 ～ 6. 5. 24	6. 6. 16 (6. 7. 5)	6. 8. 18 (6. 9. 6)	第1次 青森高校 明治大学駿河台キャンパスリハビリター 第2次 自治研修所	6. 9. 4
短大卒 程度	6. 7. 5	6. 8. 1 ～ 6. 8. 23	6. 9. 29 (6. 10. 9)	6. 10. 29 ～11. 1 (6. 11. 19)	第1次 青森工業高校 弘前中央高校 八戸東高校 第2次 総合社会教育センター	6. 11. 14
高卒程度						
警察官A 試験	6. 5. 1	6. 5. 7 ～ 6. 6. 14	6. 7. 14 (6. 7. 23)	6. 9. 5 ～6 (6. 9. 27)	第1次 警察学校 弘前工業高校 YSアリーナ八戸 ソニックシティ 第2次 警察学校	6. 9. 27
警察官B 試験	6. 7. 8	6. 7. 16 ～ 6. 8. 30	6. 9. 29 (6. 10. 4)	6. 11. 14 ～17 (6. 12. 3)	第1次 青森工業高校 弘前中央高校 八戸東高校 ソニックシティ 第2次 警察学校	6. 12. 3

(2) 受験資格及び試験の方法

試験の種類	受験資格 [7. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
大卒程度 ・SPI方式	次のいずれかに該当する者 ① 平成4年4月2日から 平成15年4月1日までに 生まれた者 [22歳以上32歳以下] ② 平成15年4月2日以降 に生まれた者で大学卒又は 大学卒見込みの者 [21歳以下]	1 SPI3 〔基礎能力検査 性格検査] 2 アピールシート試験	1 適性検査 2 面接試験 〔グループワーク 個別面接]

試験の種類	受験資格 [7. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
大卒程度	次のいずれかに該当する者 ① 平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 [22歳以上32歳以下] ② 平成15年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [21歳以下]	1 教養試験(保健師を除く。) 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 択一式 40題 (2時間)	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 [グループワーク 個別面接]
大卒程度 ・社会人枠	昭和40年4月2日以降に生まれた者 [59歳以下] 民間企業等における職務経験を5年以上(令和6年4月末時点)有する者	1 SPI3 (「行政」のみ) [基礎能力検査 性格検査] 2 専門試験 (「行政」以外) 択一式 40題 (2時間) 3 アピールシート試験 [職務経歴シート アピールシート]	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 [グループワーク 個別面接]
短大卒程度	平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 [20歳以上27歳以下]	1 教養試験 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 (栄養士・司書・総合土木) 択一式 40題(2時間) (農学・林業) 記述式 8題(2時間) (畜産) 記述式 7題(2時間)	筆記試験 1 論(作)文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 [グループワーク 個別面接]
高卒程度	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 [18歳以上21歳以下]		

試験の種類	受験資格 [7. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
警察官A試験	平成4年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [32歳以下]	1 教養試験 択一式 50題 警察官A試験 －2時間30分 警察官B試験 －2時間	1 論(作)文試験 1題(1時間) ※第1次試験で実施するが第1次試験合格者のみ採点を行う。 2 面接試験 〔集団面接 個別面接〕 3 適性検査 4 体力検査 持久力、瞬発力及び筋力 5 身体検査
警察官B試験	平成4年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者(警察官Aの受験資格を有する者を除く。) [18歳以上32歳以下]	2 実技試験 (警察官A(武道指導)) 3 適性検査	

(3) 実施状況

試験の種類	試験職種	採用予定人員	申込者 (A)	第1次試験			第2次試験		申込倍率 (A/C)	受験倍率 (B/C)	計	採用者					
				受験者 (B)	受験率 (B/A)	合格者	受験者	合格者 (C)				知事部局	病院局	警察本部	教育委員会	小中学校	各種委員会
〔大卒程度〕	病院運営	2	17	16	94.1	12	11	4	4.3	4.0	3		3				
	計	2	17	16	94.1	12	11	4	4.3	4.0	3		3				
大卒程度	行政	98	228	190	83.3	163	151	98	2.3	1.9	64	56			8		
	警察行政	7	11	10	90.9	6	6	6	1.8	1.7	5			5			
	化学	3	7	7	100.0	6	6	3	2.3	2.3	3	3					
	心理	4	6	6	100.0	2	2	2	3.0	3.0	1	1					
	福祉	8	8	7	87.5	6	6	6	1.3	1.2	5	5					
	保健師	3	14	14	100.0	6	6	3	4.7	4.7	3	3					
	農学	15	20	18	90.0	17	17	15	1.3	1.2	8	8					
	畜産	6	8	7	87.5	4	4	3	2.7	2.3	1	1					
	林業	5	4	4	100.0	2	2	2	2.0	2.0							
	水産	5	0	—	—	—	—	—	—	—							
	総合土木	17	20	19	95.0	16	16	16	1.3	1.2	12	12					
	建築	3	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1.0	1	1					
	設備	2	7	6	85.7	5	4	2	3.5	3.0	2	2					
	警察科学 (化学科学) (心理学)	1	7	6	85.7	5	4	1	7.0	6.0	1			1			
計	178	353	300	85.0	244	230	159	2.2	1.9	107	92		7	8			
大卒程度(社会人枠)	行政	10	115	108	93.9	20	17	10	11.5	10.8	9	9					
	心理	1	0	—	—	—	—	—	—	—							
	福祉	6	11	11	100.0	9	9	6	1.8	1.8	4	4					
	保健師	1	0	—	—	—	—	—	—	—							
	農学	1	0	—	—	—	—	—	—	—							
	林業	1	0	—	—	—	—	—	—	—							
	総合土木	5	4	4	100.0	2	2	2	2.0	2.0	2	2					
	建築	3	4	3	75.0	3	3	3	1.3	1.0	3	3					
設備	1	2	2	100.0	2	2	1	2.0	2.0	1	1						
計	29	136	128	94.1	36	33	22	6.2	5.8	19	19						
短大程度	栄養士	2	5	4	80.0	3	3	2	2.5	2.0	2					2	
	司書	1	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1.0	1				1		
	計	3	6	5	83.3	4	4	3	2.0	1.7	3				1	2	
高卒程度	一般事務	8	24	21	87.5	16	16	8	3.0	2.6	2	2					
	教育事務	45	78	72	92.3	71	69	45	1.7	1.6	24				16	8	
	警察事務	13	29	24	82.8	24	21	13	2.2	1.8	11			11			
	農学	2	4	4	100.0	3	3	2	2.0	2.0	2	2					
	畜産	2	3	2	66.7	2	2	1	3.0	2.0							
	林業	3	4	3	75.0	3	3	3	1.3	1.0	3	3					
	総合土木	6	12	9	75.0	7	7	6	2.0	1.5	6	6					
計	79	154	135	87.7	126	121	78	2.0	1.7	48	13			11	16	8	
警察官試験	警察官A (男性)	43	92	62	67.4	57	44	31	3.0	2.0	22			22			
	警察官A (女性)	10	32	21	65.6	21	12	9	3.6	2.3	6			6			
	警察官A (武道指導/柔道)	2	3	3	100.0	1	1	1	3.0	3.0	1			1			
	警察官A (武道指導/剣道)	2	2	2	100.0	1	1	1	2.0	2.0	1			1			
	警察官B (男性)	46	184	140	76.1	124	92	46	4.0	3.0	28			28			
	警察官B (女性)	18	64	54	84.4	52	44	18	3.6	3.0	15			15			
計	121	377	282	74.8	256	194	106	3.6	2.7	73			73				
合計	412	1,043	866	83.0	678	593	372	2.8	2.3	253	124	3	91	25	10		

- (注) 1 「教育委員会」欄には、教育委員会、県立学校及び学校以外の教育機関に係る人員を記載した。
2 「小中学校」欄には、市町村立小・中学校に係る人員を記載した。
3 高校卒業程度の試験職種「一般事務」「教育事務」及び「警察事務」については、これらの試験職種の範囲内で第3志望まで選択させたものである。

(4) 参考 (学歴別、男女別の申込者数、受験者数及び合格者数調)

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
大卒程度 (SPI方式)	病院運営	男	1	1	1	8	8	1										9	9	2
		女				8	7	2										8	7	2
		計	1	1	1	16	15	3										17	16	4
	計	男	1	1	1	8	8	1										9	9	2
		女				8	7	2										8	7	2
		計	1	1	1	16	15	3										17	16	4
大卒程度	行政	男	6	4	2	121	100	42	1			2	2					130	106	44
		女	3	3	2	88	74	50	3	3		3	3	2				97	83	54
		回答しない				1	1											1	1	
		計	9	7	4	210	175	92	4	3		5	5	2				228	190	98
	警察行政	男				3	2	1										3	2	1
		女				7	7	4				1	1	1				8	8	5
		計				10	9	5				1	1	1				11	10	6
	化学	男	2	2		3	3	2										5	5	2
		女	1	1		1	1	1										2	2	1
		計	3	3		4	4	3										7	7	3
	心理	男				1	1											1	1	
		女				5	5	2										5	5	2
		計				6	6	2										6	6	2
	福祉	男				4	4	3										4	4	3
		女				4	3	3										4	3	3
		計				8	7	6										8	7	6
	保健師	男				1	1											1	1	
		女				12	12	3	1	1								13	13	3
		計				13	13	3	1	1								14	14	3
	農学	男	3	3	3	7	6	5										10	9	8
		女	1	1		9	8	7										10	9	7
		計	4	4	3	16	14	12										20	18	15
	畜産	男	1	1	1	2	2	1				1	1					4	4	2
		女				3	2	1				1	1					4	3	1
		計	1	1	1	5	4	2				2	2					8	7	3
	林業	男				2	2	1										2	2	1
		女				2	2	1										2	2	1
計					4	4	2										4	4	2	
水産	男																			
	女																			
	計																			
総合土木	男	1	1	1	13	13	12				2	2	1				16	16	14	
	女				3	3	2	1									4	3	2	
	計	1	1	1	16	16	14	1			2	2	1				20	19	16	
建築	男				1	1	1										1	1	1	
	女																			
	計				1	1	1										1	1	1	
設備	男				5	4					1	1	1				6	5	1	
	女				1	1	1										1	1	1	
	計				6	5	1				1	1	1				7	6	2	

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計			
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	
大卒程度	警察科学(化学)	男	3	2	1	2	2											5	4	1	
		女				2	2												2	2	
		計	3	2	1	4	4												7	6	1
	警察科学(心理)	男	1	1		2													3	1	
		女	4	2		5	2	1											9	4	1
		計	5	3		7	2	1											12	5	1
	計	男	17	14	8	167	141	68	1			6	6	2					191	161	78
		女	9	7	2	142	122	76	5	4		5	5	3					161	138	81
		回答しない				1	1												1	1	
	計	26	21	10	310	264	144	6	4		11	11	5					353	300	159	
大卒程度(社会人枠)	行政	男	11	10	2	36	33	2	4	4		10	8					61	55	4	
		女	3	3		39	39	6	4	4		8	7						54	53	6
		計	14	13	2	75	72	8	8	8		18	15						115	108	10
	心理	男																			
		女																			
		計																			
	福祉	男	1	1	1	2	2		2	2	2	1	1	1					6	6	4
		女				4	4	2	1	1									5	5	2
		計	1	1	1	6	6	2	3	3	2	1	1	1					11	11	6
	保健師	男																			
		女																			
		計																			
	農学	男																			
		女																			
		計																			
	林業	男																			
		女																			
		計																			
	総合土木	男				2	2	1	1	1		1	1	1					4	4	2
		女																			
		計				2	2	1	1	1		1	1	1					4	4	2
建築	男				2	1	1				1	1	1					3	2	2	
	女				1	1	1											1	1	1	
	計				3	2	2				1	1	1					4	3	3	
設備	男				1	1	1											1	1	1	
	女	1	1															1	1		
	計	1	1		1	1	1											2	2	1	
計	男	12	11	3	43	39	5	7	7	2	13	11	3					75	68	13	
	女	4	4		44	44	9	5	5		8	7						61	60	9	
	計	16	15	3	87	83	14	12	12	2	21	18	3					136	128	22	
短大卒程度	栄養士	男				2	1	1										2	1	1	
		女				2	2	1	1	1								3	3	1	
		計				4	3	2	1	1								5	4	2	
	司書	男																			
		女				1	1	1											1	1	1
		計				1	1	1											1	1	1
	計	男				2	1	1											2	1	1
		女				3	3	2	1	1									4	4	2
		計				5	4	3	1	1									6	5	3

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計			
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	
高 卒 程 度	一般事務	男							3	1	1	11	10	4				14	11	5	
		女							1	1	1	9	9	2				10	10	3	
		計							4	2	2	20	19	6				24	21	8	
	教育事務	男								12	11	5	24	24	10				36	35	15
		女								11	10	8	31	27	22				42	37	30
		計								23	21	13	55	51	32				78	72	45
	警察事務	男											5	5	4				5	5	4
		女								6	3	1	18	16	8				24	19	9
		計								6	3	1	23	21	12				29	24	13
	農学	男								2	2	1	1	1	1				3	3	2
		女								1	1								1	1	
		計								3	3	1	1	1	1				4	4	2
	畜産	男								2	2	1	1						3	2	1
		女																			
		計								2	2	1	1						3	2	1
	林業	男											4	3	3				4	3	3
		女																			
		計											4	3	3				4	3	3
	総合土木	男								1	1	1	11	8	5				12	9	6
		女																			
		計								1	1	1	11	8	5				12	9	6
計	男								20	17	9	57	51	27				77	68	36	
	女								19	15	10	58	52	32				77	67	42	
	計								39	32	19	115	103	59				154	135	78	
警 察 官 試 験	警察官A	男	1	1		91	61	31										92	62	31	
		女				32	21	9											32	21	9
		計	1	1		123	82	40											124	83	40
	警察官A (武道指導/柔道)	男				3	3	1											3	3	1
		女																			
		計				3	3	1											3	3	1
	警察官A (武道指導/剣道)	男				1	1												1	1	
		女				1	1	1											1	1	1
		計				2	2	1											2	2	1
	警察官B	男								40	25	6	140	113	40	4	2		184	140	46
		女								8	6	2	55	48	16	1			64	54	18
		計								48	31	8	195	161	56	5	2		248	194	64
計	男	1	1		95	65	32	40	25	6	140	113	40	4	2		280	206	78		
	女				33	22	10	8	6	2	55	48	16	1			97	76	28		
	計	1	1		128	87	42	48	31	8	195	161	56	5	2		377	282	106		
合 計	男	31	27	12	315	254	107	68	49	17	216	181	72	4	2		634	513	208		
	女	13	11	2	230	198	99	38	31	12	126	112	51	1			408	352	164		
	回答しない				1	1											1	1			
	計	44	38	14	546	453	206	106	80	29	342	293	123	5	2		1,043	866	372		

2 選 考

人事委員会規則で定める競争試験によることが不適當であると認められる職への採用は、選考によることができることとされており（地方公務員法第17条の2第1項ただし書）、本委員会は、法令に定める資格、免許及び本委員会が必要と認める経歴等の基準により選考を実施している。

(1) 採 用 選 考

令和6年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 適用根拠規定（人事委員会規則6-15第33条各号）別状況

規 定		部 局	知 事 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	各 種 委 員 会	計
第1号	役付の職		3	1	1	1		6
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職					5		5
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの							
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの		1					1
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの		2			14		16
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職で別表第2に掲げるもの		7	125	5			137
第7号	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用しようとする職		55					55
第8号	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職				4			4
第9号	職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年青森県条例第68号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職							0
第10号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不適當であると人事委員会が認める職		5 (22)		6			11 (22)
計			73 (22)	126	16	20		235 (22)

(注) 1 発令日が 6. 4. 1～ 7. 3. 31 の採用者である。

2 () 内は、無給併任職員で外数である。

イ 適用給料表別職層状況

適用 給料表	職名(職)	人員	部 局 別 人 員				
			知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	各種委員会
行政 職	部長級	1	1				
	次長級	0					
	課長級	3	2		1		
	副参事級	1				1	
	総括主幹級	1	1				
	主幹級	3	3				
	主査級	10	9			1	
	主事級	66	51	5	10		
計	85	67	5	11	2		
警察 職	警視	5				5	
	警部	4				4	
	警部補	3				3	
	巡查部長	5				5	
	巡查	1				1	
	計	18				18	
医療 職 (一)	部長級	2	1	1			
	次長級						
	課長級						
	副参事級						
	総括主幹級	12		12			
技師 (医師)	51	1	50				
計	65	2	63				
医療職 (二)	技師 (管理栄養士)	1	1				
	技師 (獣医師等)	12	2	10			
	計	13	3	10			
医療職 (三)	主幹級 (看護師)						
	技師 (看護師等)	48		48			
計	48		48				
医療職 (四)	技師 (公認心理師、 精神保健福祉士)						
計							
研究職	技師(学芸員)	1	1				
	計	1	1				
技能職	甲板員	5			5		
	計	5			5		
合 計		235	73	126	16	20	

(2) 選 考 試 験

事務職を採用する障がい者を対象とした職員の採用選考については、競争試験に準じた手続により、本委員会が選考試験を実施しており、令和6年度の状況は、次のとおりである。

ア 日程等

試 験	公告日	申込受付期間	試験日(合格発表日)		試 験 会 場
			第1次試験	第2次試験	
障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験	6. 8. 19	6. 8. 19 ～ 6. 9. 13	6. 10. 20 (6. 10. 28)	6. 11. 17 (6. 11. 29)	第1次：総合社会教育センター 第2次：総合社会教育センター

イ 実施状況

試 験	試験職種	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人数
			受験者	合格者	受験者	合格者		
障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験	一般・教育事務	18	14	8	8	3	4.7	3

(注) 1 受験倍率は、 $\frac{\text{第1次試験の受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

ウ 受験資格及び試験の方法

試 験	受 験 資 格	試 験 の 方 法	
		第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験	昭和60年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者で、次に掲げる手帳等の交付を受けており、活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 ① 身体障害者手帳又は身体障がい者を有する旨が記載された診断書・意見書 ② 療育手帳等又は知的障がい者であることの判定書 ③ 精神障害者保健福祉手帳	1 教養試験 択一式 40題 (2時間) 2 適性検査	1 作文試験 1題(1時間) 2 面接試験 個別面接

第4 給 与

1 令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告（令和6年10月8日）

(1) 報告

I 給与に関する事項

1～6 略

7 本年の給与の改定

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

(1) 月例給

ア 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を11,219円（3.25%）下回っている状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を11,183円（2.76%）下回っていることから、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（以下「給与制度のアップデート」という。）に係る措置も前倒しで講じることにより、高卒者に係る初任給を12.8%（21,400円）引き上げて188,000円、大卒程度に係る初任給を12.1%（23,800円）引き上げて220,000円とし、これを踏まえ、若年層が在職する号俸に特に重点を置くとともに、概ね30歳台後半までの職員が在職する号俸にも重点を置き、その他の職員が在職する号俸については、改定率を逡減させつつ引上げ改定を行うことを勧告した。これらの状況を踏まえれば、職員の給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、人事院が医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し引上げを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

また、獣医師に対する初任給調整手当については、安定的な人材確保の観点から、他の都道府県の支給の実態等を踏まえ、所要の見直しを検討する必要がある。

ウ 寒冷地手当

(ア) 手当額

寒冷地手当の月額については、人事院が民間における同種手当の支給額を踏まえ引上げを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(イ) 支給地域

国における北海道以外の地域の寒冷地手当の支給地域基準は、市役所・町村役場の所在地において、平均気温¹が0.0℃以下かつ最深積雪²が15cm以上の市町村又は最深積雪が80cm以上に該当する市町村とされている。

本年の人事院勧告では、当該基準により平内町及び深浦町が非支給地域とされたところであるが、人事院が当該基準に使用した気象データにより確認したところ、両町とも最深積雪に係る基準を満たした上で、平均気温が基準の0.0℃をわずかに上回っている状況であり、両町内に所在する公署の所在地でみた場合には、基準を満たす公署もあった。このような状況の下において、冬期間における暖房用燃料費等の負担増といった本県の生活実態を踏まえれば、これまでと同様に、県内全域を支給地域とすることが適当である。

(2) 期末手当・勤勉手当

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.40月）は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合（4.54月）を0.14月分下回っている状況にある。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間平均支給月数を0.15月分引き上げ、4.55月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分については、国の期末手当及び勤勉手当の支給割合との均衡を考慮し、期末手当に0.05月分、勤勉手当に0.10月分配分し、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和7年度以降については期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることが適当である。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることが適当である。

1 平均気温・・・月平均値（毎正時気温を月単位で平均したもの）を各月別に30年分を単純平均し、その中の最低数値を使用

2 最深積雪・・・月最大値（月内において随時更新される積雪量の中で最大のもの）を各月毎に30年分を単純平均し、その中で最大数値を使用

8 給与制度のアップデート

本年、人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換するため、俸給及び地域手当・通勤手当等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備する給与制度のアップデートの実施について勧告したところである。本県では職員の給与制度は国家公務員の制度を基本に措置してきており、給与制度のアップデートの趣旨や他の都道府県においても人事院が勧告した内容と同様の勧告を行う方向にあることを踏まえれば、本県においても人事院勧告の内容に沿って給与制度のアップデートを実施することが適当である。

具体的には、給料表、扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当及び特定任期付職員の特別給については人事院勧告の内容に準じて改定することが適当である。

また、昇給制度については、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員については、人事院勧告の内容に準じて措置するとともに、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員については、国における制度の見直しの趣旨や内容を考慮しつつ、本県の実情を踏まえて措置する必要がある。

これらの改定は、令和7年4月1日から実施することが適当である。

II 人事管理に関する事項

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保

社会情勢が激しく変化する現代において、高度に複雑化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材を継続的に確保していくことが不可欠である。

公務員の人材確保の現状は、国・地方を問わず、厳しい状況が続いている。本県においても、職員採用試験（大学卒業程度）の受験者数が10年前の平成26年度から約4割減少しているほか、技術職については、近年、受験者数が採用予定人数を下回る職種が増えている。また、職員採用試験の合格者のうち採用を辞退する者も増加傾向にあるなど、このままでは、公務を支える職員が不足し、行政サービスの維持が困難となる懸念もある。

このような状況の下、公務遂行に必要な人材を確保していくためには、新規卒者等の採用だけでなく、民間企業等における職務経験を有する社会人の採用や、高度の専門的な知識経験を必要とする業務等への任期付職員の採用など、現行の多様な採用制度を更に活用するとともに、県職員の志望者を増やすため、職員採用試験について、受験準備に係る負担の軽減や受験機会の拡大など、受験しやすい環境の整備を進めるほか、多様でやりがいのある県職員の仕事について、その魅力を発信する取組や、

勤務環境の改善、適切な処遇の確保など、採用辞退の抑制にも資する、更なる魅力向上に向けた取組を進めることが重要である。

(職員採用試験の見直し)

公務を取り巻く環境の変化を見据えたときに、公務に求められる人物像や採用手法など、職員採用試験が新たな時代に合ったものかどうか、多角的な観点から検証し、見直しを進めていくことが重要である。本委員会では、職員採用試験（大学卒業程度）において、民間企業で広く活用されている基礎能力試験を令和5年度から導入することとし、令和5年度は病院運営職に、令和6年度は社会人枠の行政職に導入したところ、それぞれ導入前と比較して、受験者数が大幅に増加した。また、令和4年度及び5年度に受験者がいなかった社会人枠の建築職について、受験資格から一級建築士の免許保有を除外したところ、令和6年度は一定数の受験者を確保できた。

本委員会では、有為な人材の確保に向け、能力実証の観点に留意しつつ、他の都道府県における取組も参考にしながら、引き続き、職員採用試験の見直しに係る課題整理に取り組むとともに、民間企業で活用されている基礎能力試験や民間企業における採用活動の早期化を踏まえた試験の先行実施枠の導入拡大の検討を進めていく。

(仕事の魅力発信)

本委員会では、県職員の仕事が県民の生活を支え、やりがいを感じられる魅力的なものであることをアピールするため、任命権者と連携しながら、オンラインや対面による説明会の開催や、SNSによる積極的な情報発信などに取り組んでいるところである。

任命権者においても、インターンシップの実施により、公務に興味・関心を持つ学生を受け入れ、実務を経験させるとともに、詳しい業務内容や県職員として働く魅力を紹介することなどで、仕事の魅力発信に積極的に取り組んでおり、本委員会では、引き続き、任命権者と連携しながら、より効果的な情報発信を追求し、受験者の掘り起こしを進めていく。

(2) 人材の育成等

(人材の育成)

高度に複雑化・多様化する行政課題を解決し、また、急速に進むデジタル化・DX化など業務遂行の高度化に対応しながら、行政サービスの向上や能率的な公務の運営を行うには、職員自らがその能力発揮に努めることはもとより、職員のニーズ等を踏まえつつ、各任命権者が職員の職位に応じて必要な知識を修得させる研修と職員個人の自律的・主体的な学びを支援する取組を進めることが重要である。

各任命権者においては、職員に期待される能力が社会環境に応じて変化すること等を踏まえながら、また、職員の職務へのやりがいやモチベーション向上にも資するよう、新たな時代に対応した人材育成について、継続的に、そのあり方を検討するとともに、取組をより充実させていくことが必要である。

(人事評価制度に基づく人事管理)

人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力と挙げた業績を的確に把握し、評価することにより、その結果を任用、給与等の処遇や能力開発に反映させることを目的に実施するものであり、職員が有する能力の最大限の発揮など人材育成に活用する上で欠かせないとともに、ひいては、組織全体の活性化や公務能率の向上にも資するものである。

各任命権者においては、人事評価の意義に常に立ち返り、評価に対する職員の納得性や信頼性を更に高めることができるよう、評価の公正性、透明性、客観性の確保に十分留意しながら、適切に運用していくとともに、併せて個々の職員のキャリア目標や学びの状況等を把握し、計画的な任用・育成に結び付けていくことが必要である。

(女性活躍の推進)

多様化する行政ニーズに対応し、県全体の行政サービスをなお一層向上させるためには、女性職員がその個性と能力を十分に発揮していくことが重要である。

各任命権者においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の採用・登用の積極的な拡大等に取り組んでおり、知事部局等では、令和6年4月1日時点で、女性採用比率について、毎年度40%以上とする目標値に対して50.3%となっており、また、副参事級以上の管理職に占める女性職員の割合について、令和8年4月1日までに8%以上とする目標値に対して7.3%となっている。

各任命権者においては、引き続き、女性の受験者の確保に向け積極的に取り組むほか、個々の女性職員の意欲や適性を踏まえるとともに、ジェンダー平等の視点に立ち、人事配置や従業務の多様化、キャリア意識の醸成を図るための研修等の充実を図っていくことが必要である。

(高齢層職員の能力の活用・発揮)

限られた人員の中で行政サービスの水準を継続して確保していくためには、長年にわたる業務の遂行により培われてきた豊かな知識や経験、高い技術力等を持つ高齢層職員の能力の一層の活用・発揮が重要である。

各任命権者においては、それぞれの職員の職責を踏まえながら、能力・経験に応じた人員配置や人材育成等に取り組んでいくことが必要である。

2 働き方改革・良好な勤務環境

(1) 柔軟な働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、急速に進展するデジタル技術も活用しながら、柔軟な働き方が可能となるような多様な取組を推進する動きが進んでいる。

本年の人事院勧告において、人事院は、個々の職員の事情を尊重した柔軟な働き方や職員の健康確保等につながる人事制度の整備を推進することが必要であると、勤

務間のインターバル確保に係る調査・研究、育児・介護などに限らない職員の様々な事情に応じた無給の休暇による勤務時間の短縮等の検討、兼業制度の見直しの検討等の取組を推進していく旨報告している。

職員の柔軟な働き方の推進は、ワーク・ライフ・バランスの実現や健康の確保に資するものであり、ひいては仕事に対するやりがい・働きがいの向上、有為な人材の確保にもつながると期待されるものである。

各任命権者においても、国や他の都道府県の状況も踏まえながら、柔軟な働き方が可能となるような取組として、フレックスタイム制の導入やテレワークの拡充等に向けた具体的な検討を進めるとともに、勤務間のインターバル確保の実施に向けた調査・研究を検討していくことが必要である。

(2) 仕事と生活の両立支援

職員の仕事と生活の両立支援については、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の推進の観点からも重要であり、本県では、妊娠、出産、育児や介護などの事情を抱える職員が安心して働き続けられる環境の整備に継続して取り組んできている。

(男性の育児休業の取得促進)

各任命権者における積極的な取組により、男性職員の育児休業取得率は、知事部局等では特定事業主行動計画における目標の100%に対し、令和4年度の61.4%から令和5年度は65.0%に、教育庁及び警察本部では目標の50%に対し、教育庁においては令和4年度の14.3%から令和5年度は75.0%に、警察本部においては令和4年度の64.2%から令和5年度は84.1%に上昇した。

各任命権者においては、更なる取得率の向上に向け、男性職員が希望する時期・期間の育児休業を取得できるよう、引き続き、周囲の職員の理解の醸成、代替職員の確保、長時間勤務の是正に努めるなど、仕事と生活の両立を支援していくことが必要である。

(育児休業法制改正への対応)

人事院においては、本年5月の民間労働法制の改正の内容を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

本県においても、関係法令の整備がなされた場合には、国家公務員における取扱い等を踏まえて、適切に対応する必要がある。

(3) 時間外勤務の縮減等

職員の働き方改革の推進やワーク・ライフ・バランスの実現など、良好な勤務環境を整備する上で、また、職員の健康・意欲・能力の向上や有為な人材の確保の観点から、長時間勤務の是正や年次休暇の取得促進は極めて重要な課題である。

(時間外勤務の縮減)

各任命権者においては、時間外勤務の状況の定期的な把握など、その縮減に向けた取組が継続的に行われている。本年の本委員会の調査によると、月100時間以上の時間外勤務を行った延べ職員数は、令和5年度では72人となっており、新型コロナウイルス感染症、鳥インフルエンザ、自然災害等により業務量が増加した令和4年度の308人から大きく減少した。

各任命権者においては、引き続き、管理職員によるマネジメントの強化やデジタル技術の活用等により業務の効率化・負担軽減を図るなど、時間外勤務の縮減に向けて不断に取り組むとともに、時間外勤務の詳細な要因分析を踏まえ、適正な職員配置や災害時等におけるより機動的で柔軟な対応について検討していくことが必要である。

(教職員の働き方改革)

県教育委員会においては、「学校における働き方改革プラン」に基づき、各市町村教育委員会とも連携しながら、学校における教職員の多忙化解消に向けた取組が進められており、引き続き、県教育改革有識者会議の提言や様々な場における議論、現在、国において進められている学校における働き方改革の推進や教職員の処遇改善についての検討等を踏まえながら、学校における働く環境を着実に改善し、多忙化が解消されるよう取り組んでいくことが必要である。

(年次休暇の取得促進)

各任命権者においては、年次休暇の計画的な利用について周知を図るとともに、年次休暇取得日数が特に少ない職員に対して個別に取得を呼び掛けるなど、年次休暇の取得促進に向けた取組が進められている。職員1人当たりの年次休暇の取得日数は令和5年では14.7日となっており、令和4年の13.3日から増加している。

各任命権者の特定事業主行動計画では、職員1人当たりの取得日数16日が目標とされており、各任命権者においては、職員一人ひとりの年次休暇取得に対する意識改革に努めるとともに、取得状況の詳細な分析により課題を把握することなどにより、休暇を取得しやすい職場環境づくりにより一層取り組んでいくことが必要である。

(4) 健康管理の推進

職員が心身ともに健康であることは、職員本人やその家族にとってとても大切なことであるとともに、その能力を十分に発揮して職務を円滑かつ適切に遂行するための前提であり、近年は特に、職員の心の健康の保持増進が極めて重要な課題となっている。

各任命権者においては、メンタルヘルス研修、個別の健康相談の実施、ストレスチェック制度の活用、メンタルヘルス不調による休職者等の職場復帰支援など、心の健康づくりに係る様々な対策が講じられてきているが、長期の病気休暇取得者・休職者に占めるメンタルヘルス不調者の割合は依然として高い状況にある。

各任命権者においては、引き続き、ストレスチェック等による職員自らの心の健康

状態の把握、職場環境が大きく変化した職員や業務に不慣れな職員に対する上司・同僚の適切なフォローや円滑なコミュニケーション等を丁寧に進めるとともに、メンタルヘルス不調となった職員に対する円滑な職場復帰や再発防止に向けた支援についての理解を深めていくなど、全ての職員が心身ともに安心していきいきと働ける職場づくりに継続的かつ積極的に取り組んでいくことが必要である。

(5) ハラスメントの防止等

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等のハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つけるとともに、公務能率の低下や貴重な人材の損失に重大な影響を及ぼす不適切な行為である。

各任命権者においては、苦情相談体制の整備、研修の充実、定期的な啓発・周知の取組などが進められているが、近年、本委員会へのハラスメントに関する苦情相談件数は増加傾向にある。

各任命権者においては、引き続き、管理職員をはじめとする職員一人ひとりがハラスメントについての理解を深めるとともに、無意識の思い込みや先入観を持たずにコミュニケーションを図ることができるよう、ハラスメント・ゼロの職場づくりに向けたより実効性のある取組を進め、風通しのよい職場環境をつくっていくことが必要である。また、多様性を認め合う社会づくりを目指す動きが広がる中、性的マイノリティに対するハラスメントや障がいをもつ職員への合理的配慮の必要性についても理解を深めていけるよう取り組んでいくことが必要である。

III 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保する機能を有するものである。

人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立って給与勧告を行うことを通じて職員の適正な処遇が確保されるという仕組みは、職員の士気の向上、人材の確保に資するものであり、ひいては組織活力の向上、労使関係の安定等をもたらすことで能率的な行政運営に寄与するものであることから、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

(2) 勧告

I 本年の給与の改定

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を416,600円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,600円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和6年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とすること。

(イ) 令和7年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6月分）とすること。

ウ 寒冷地手当

北海道（人事委員会が定める地域を除く。）又は県内に在勤する職員の寒冷地手当の支給月額を、地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とすること。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
北海道	26,000円	14,500円	9,800円
県内	19,800円	11,400円	8,200円

2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の令和6年12月期の期末手当

期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

II 給与制度のアップデートのための改定

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

Iの1の(1)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

(2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、職員の給与に関する条例第4条第5項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(3) 諸手当

ア 扶養手当

(ア) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第8条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

(イ) 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

イ 地域手当

地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- (ア) 1級地 100分の20
- (イ) 2級地 100分の16
- (ウ) 3級地 100分の12
- (エ) 4級地 100分の8
- (オ) 5級地 100分の4

ウ 通勤手当

- (ア) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額及び交通用具に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
- (イ) 通勤に利用される交通機関等を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する通勤手当の額の特例を廃止すること。
- (ウ) 新幹線鉄道等の利用を人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限り、新幹線鉄道等に係る特別料金を運賃等相当額とみなすことができる取扱いを廃止すること。
- (エ) 山間地等に所在する公署に通勤するためやむを得ず有料の橋等を利用する職員に対し、1箇月当たりの通勤手当の額の限度にかかわらず当該橋等に係る通勤手当を支給する措置を廃止すること。

エ 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

オ 管理職員特別勤務手当

- (ア) 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- (イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

カ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当並びに寒冷地手当を支給すること。

2 任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

- (1) 勤勉手当を支給すること。
- (2) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。
- (3) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ各任命

権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の85を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

(4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の改正

暫定再任用職員に対して、住居手当、特地勤務手当及び特種勤務手当に準ずる手当並びに寒冷地手当を支給すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のイの(7)、2の(2)のア及び3の(2)については令和6年12月1日から、Ⅰの1の(2)のイの(1)、2の(2)のイ、Ⅱ並びにⅢの2の(1)及び(2)については令和7年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第8条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

(2) 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。

(3) その他所要の措置

(1)及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

2 職員の給与制度の動き

職員に支給される給料及び諸手当に係る規則のうち、令和6年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-0 (給料等の支給) 等	R7. 1. 26	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行により、フレックスタイム制が導入されたことに伴い、関連する規則について所要の改正を行った。 〈改正となった規則〉 ・人事委員会規則 7-0 (給料等の支給) ・人事委員会規則 7-10 (学校職員の特殊勤務手当) ・人事委員会規則 7-80 (期末手当及び勤勉手当) ・人事委員会規則 7-85 (寒冷地手当) ・人事委員会規則 7-86 (農林漁業普及指導手当)
人事委員会規則 7-0 (給料等の支給)	R7. 4. 1	職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-10 (学校職員の特殊勤務手当)	R7. 4. 1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-27 (警察職員の特殊勤務手当)	R6. 6. 10 (R6. 4. 1適用)	業務の移管に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-33 (失業者の退職手当)	R7. 4. 1	国家公務員に係る「失業者の退職手当支給規則」の一部改正に準じ、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-38 (給料表の適用範囲)	R7. 4. 1	青森県行政組織規則の改正等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-39 (初任給、昇格、昇給等の基準)	R7. 4. 1	職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-44 (通勤手当)	R7. 4. 1	職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、人事院規則の一部改正に準じ、所要の改正を行った。

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-51 (へき地手当等)	R7.4.1	へき地手当の支給対象となる学校及び共同調理場の変更に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-60 (福祉業務手当)	R6.7.8 (R6.4.1適用)	一時保護業務の拡充に伴い、所要の改正を行った。
	R7.4.1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-62 (初任給調整手当)	R6.12.16 (R6.4.1適用)	初任給調整手当の支給限度額の改正に伴い、職員の区分及び期間区分ごとに定めている手当額の改正を行った。
	R7.4.1	職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、獣医師の初任給調整手当等の関係規定について、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-67 (管理職手当)	R7.4.1	青森県行政組織規則の改正等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-80 (期末手当及び勤勉手当)	R6.12.16 (第1条 R6.12.1適用、第2条 R7.4.1施行)	勤勉手当の支給割合の改定に伴い、成績率の改定を行った。
	R7.4.1	任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴い、人事院規則の一部改正に準じ、関係規定の改正を行った。
人事委員会規則 7-83 (衛生検査手当)	R7.4.1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-95 (地域手当)	R7.4.1	職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人事院規則の一部改正に準じ、関係規定の改正を行った。

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-98 (家畜診療手当)	R7.4.1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-106 (用地買収交渉等手当)	R7.4.1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-109 (住居手当)	R7.4.1	職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、 人事院規則の改正内容に準じ、関係規定の改正 を行った。
人事委員会規則 7-111 (特地勤務手当等)	R7.4.1	青森県行政組織規則の改正に伴い、所要の改正 を行った。
人事委員会規則 7-117 (公害等調査手当)	R7.4.1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-133 (義務教育等教員特別手当)	R7.4.1	職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、支 給月額の改正を行った。
人事委員会規則 7-159 (単身赴任手当)	R7.4.1	職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人 事院規則の一部改正に準じ、関係規定の改正を 行った。
人事委員会規則 7-162 (管理職員特別勤務手当)	R7.4.1	職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、 人事院規則の改正内容に準じ、関係規定の改正 を行った。
人事委員会規則 7-166 (扶養手当)	R7.4.1	職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、 人事院規則の改正内容に準じ、関係規定の改正 を行った。
人事委員会規則 7-170 (災害応急作業等手当)	R7.4.1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等 に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-194 (放射線取扱手当)	R7.4.1	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等 に伴い、所要の改正を行った。

第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、令和6年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則13-8 (職員の勤務時間、休日及び休暇)	R7.1.26	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行により、フレックスタイム制が導入されたことに伴い、所要の改正を行った。
	R7.4.1	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則の一部改正を踏まえ、関係規定の改正を行った。

第 6 審 査

1 不利益処分についての審査請求

令和6年度においては、新たな審査請求が2件あり、前年度から繰り越した3件と合わせた5件のうち2件について処理を行い、年度末における係属事案は3件である。

審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	請求内容	申立年月日 (申立人数)	審理方式	処理年月日	処理結果
県	懲戒停職処分取消請求	R5. 5. 10 (1)	書面審理	R7. 1. 30	処分承認
委託	懲戒免職処分取消・修正請求	R5. 7. 23 (1)	書面審理	R6. 11. 9	取下げ
県	懲戒免職処分取消請求	R6. 1. 17 (1)	書面審理	継続	
委託	減給処分取消請求	R7. 1. 20 (1)	書面審理	継続	
委託	減給処分取消請求	R7. 1. 27 (1)	書面審理	継続	

2 勤務条件に関する措置要求

令和6年度においては、新たな措置要求が1件あり、その処理状況は、次のとおりである。

区分	要求内容	要求年月日	処理年月日	処理結果	備考
県	勤務条件（任用関係）に関する措置要求	R7. 1. 28	R7. 2. 21	却下	

3 公務災害補償の実施についての審査請求

令和6年度においては、新たな審査請求はなく、また、係属している事案もない。

4 職員の苦情の処理

令和6年度においては、21件の苦情相談があった。

その内訳は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与等関係	勤務条件・ サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	ハラスメント関係	計
県	3		6			6	15
委託	1	1	1			3	6

5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見

令和6年度においては、一般の退職手当等の全部を支給しない処分について意見聴取の申出が1件あり、年度末における継続事案は1件である。

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 労働基準法別表第一の号別区分

令和6年度において、事業所等の新設、廃止又は改称により労働基準法別表第一の号別区分（人事委員会告示11第2号）に追加、削除又は改称した事業所等は、次のとおりである。

区分	事業所又は事務所の名称	号別区分	事業所等の設置又は廃止年月日	告示改正年月日
事業所等の新設により号別区分に追加したもの	衛生研究所	12号	R6.4.1	R6.4.1
	食肉衛生検査所おいらせ支所	13号		
事業所等の廃止により号別区分から削除したもの	地域県民局地域整備部ダム建設所	3号		
	環境保健センター	12号		
事業所等の改称 ※「障害」の表記見直し	障がい者職業訓練校（寄宿舍を除く。）	12号		
	障がい者職業訓練校（寄宿舍に限る。）	13号		

2 事業所調査等

(1) 事業所調査

ア 趣旨

職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、実施。

イ 調査実施期間 令和6年11～12月

ウ 調査対象事業所数 10事業所（知事部局5、教育委員会2、警察本部3）
（12号事業所3、官公署7）

エ 調査項目

- (ア) 勤務時間・時間外勤務・宿日直勤務・休暇
- (イ) 安全衛生管理体制（作業場の定期巡視等）
- (ウ) 健康診断の実施
- (エ) 労働災害の発生
- (オ) 機械・装置等の管理状況
- (カ) 危険有害業務（有機溶剤の取扱い等）の管理
- (キ) ハラスメント対策、メンタルヘルス対策

オ 調査結果

(ア) 労働基準法関係

- ・人事委員会の許可回数を超えた宿直の実施 [3]

(イ) 労働安全衛生法関係

- ・産業医による定期巡視の未実施 [1]
- ・建設機械（ミニバックホー）に対する定期自主検査の未実施 [1]
- ・アーク溶接作業場における溶接ヒュームの濃度測定の未実施 [1]

- ・特定化学物質（溶接ヒューム）作業主任者の未選任〔1〕
 - ・研削といしの取替え又は取替え時の試運転を行う職員に対する特別教育の未実施〔1〕
- ※〔 〕内の数字は、問題点が見受けられた事業所数である。

（2）時間外勤務等の実施状況調査

ア 趣旨

時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）を締結している事業所（12号事業所）を対象として、その遵守状況を把握するため、実施。

イ 調査実施方法 半期毎に実施

ウ 調査対象事業所数 令和5年度下半期：85事業所
令和6年度上半期：85事業所

エ 調査結果

令和6年9月30日までの期間中、3事業所において、36協定の上限を超えて労働させていた。

3 その他の職権行使の状況

令和6年度において、既述のほか労働基準監督機関としての職権を行使したものは、次のとおりである。

（1）労働基準法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
解雇予告除外認定	1	1	労働基準法第20条
非常災害等の理由による労働時間延長届	0	0	〃 第33条
時間外労働・休日労働に関する協定届	新 規	56	〃 第36条
	更 新	29	
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	0	〃 第41条

（2）労働安全衛生法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
衛生管理者選任報告	25	25	労働安全衛生規則第7条
産業医選任報告	50	50	〃 第13条
定期健康診断結果報告	117	67	〃 第52条

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
心理的な負担の程度を把握するための の検査結果等報告書	6 7	6 7	労働安全衛生規則第52条の21
機械等設置届	1	1	〃 第86条
機械等変更届	0	0	〃 第86条
労働者死傷病報告（休業4日以上）	9	8	〃 第97条第1項
〃（休業4日未満）	7	7	〃 第97条第2項
ボイラー設置届	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査	0	0	〃 第14条
ボイラー使用再開検査	2	2	〃 第46条
第一種圧力容器設置届	0	0	〃 第56条
第一種圧力容器落成検査	0	0	〃 第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	〃 第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	〃 第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	5 3	2 6	〃 第30条の3
特定化学物質健康診断結果報告	3 4	1 6	〃 第41条
高気圧業務健康診断結果報告	3	1	高気圧作業安全衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	2	1	電離放射線障害防止規則第58条

第8 職員団体等

1 職員団体の登録

令和6年度においては、青森県上北地方教職員組合が解散したことにより、当委員会の登録を受けている職員団体は、42団体となった。また、青森県職員組合ほか38団体から登録事項の変更の届出があり、これを変更登録した。

令和6年度における変更登録等の状況及び令和6年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

(1) 令和6年度における変更登録の状況

区分	登録団体数	変更登録団体数	登録取消等団体数	変更登録事項（件数）		
				規約	役員の氏名等	計
県関係	6	6	0	0	6	6
委託関係	36	33	0	1	42	43
計	42	39	0	1	48	49

(2) 令和6年度末における登録職員団体の状況

ア 県関係（6団体）

区分	団体名	登録年月日	代表者名	主たる事務所の所在地	法人格の有無	令和6年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
県職員	青森県職員組合	S26. 5. 12	根城 伸悦	青森市	有	役員の氏名等 (R6. 6. 17)
教職員	青森県高等学校・障害児学校教職員組合	S28. 1. 30	逢坂 拓	〃	〃	〃 (R6. 4. 8)
〃	青森県教職員組合	S28. 4. 15	田村 文子	〃	〃	〃 (R6. 4. 22)
〃	青森県北地方教職員組合	S41. 9. 29	鍋田 千秋	五所川原市	無	〃 (R6. 4. 26)
〃	下北教職員組合	S47. 7. 20	菊池 隆一	むつ市	有	〃 (R6. 6. 13)
〃	日教組青森県教職員組合	H2. 1. 24	藤田 冬芽	五所川原市	有	〃 (R6. 4. 24)

イ 委 託 関 係 (3 6 団 体)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	令 和 6 年 度 に 行 っ た 変 更 登 録 等 事 項 (登 録 等 年 月 日)
市 町 村 職 員	青 森 市 役 所 職 員 組 合	S41. 9. 29	森 良 江	青 森 市	有	役 員 の 氏 名 等 (R6. 5. 1)
〃	弘 前 市 職 員 組 合	〃	芳 賀 一 弥	弘 前 市	〃	〃 (R6. 11. 29)
〃	つ が る 市 職 員 組 合	〃	高 橋 佳 佑	つ が る 市	〃	〃 (R6. 4. 24) 〃 (R6. 11. 27)
〃	自 治 労 東 北 町 職 員 組 合	〃	米 内 山 尚 大	上 北 郡 東 北 町	〃	〃 (R6. 9. 26)
〃	東 北 町 職 員 組 合	S42. 5. 30	漆 畑 清 輝	〃	〃	〃 (R6. 8. 6)
〃	田 舎 館 村 職 員 組 合	S42. 9. 4	喜 多 島 啓	南 津 軽 郡 田 舎 館 村	〃	〃 (R6. 7. 12)
〃	鱒 ケ 沢 町 職 員 組 合	S42. 9. 8	佐 藤 仁	西 津 軽 郡 鱒 ケ 沢 町	〃	〃 (R7. 3. 19)
〃	深 浦 町 職 員 組 合	S42. 12. 2	斉 藤 徹 伸	西 津 軽 郡 深 浦 町	〃	〃 (R6. 4. 30)
〃	横 浜 町 職 員 組 合	S42. 11. 2	前 田 侑 佑	上 北 郡 横 浜 町	〃	
〃	三 沢 市 職 員 組 合	S43. 6. 24	平 出 晃 一	三 沢 市	〃	役 員 の 氏 名 等 (R6. 10. 15)
〃	黒 石 市 職 員 組 合	S44. 9. 18	大 瀬 公 正	黒 石 市	〃	〃 (R6. 4. 26) 〃 (R6. 10. 15)
〃	平 川 市 職 員 労 働 組 合	S45. 10. 20	松 山 洋 平	平 川 市	〃	規 約 (R6. 8. 29) 役 員 の 氏 名 等 (R6. 12. 5)
〃	大 間 町 職 員 組 合	S46. 9. 2	菊 池 貴 明	下 北 郡 大 間 町	〃	〃 (R6. 4. 10) 〃 (R6. 12. 19)
〃	鶴 田 町 職 員 組 合	S48. 10. 15	坂 本 博 之	北 津 軽 郡 鶴 田 町	〃	〃 (R6. 12. 12)
〃	十 和 田 市 職 員 組 合	S51. 1. 14	佐 々 木 了 磨	十 和 田 市	〃	〃 (R6. 4. 30) 〃 (R6. 11. 27)

区分	団体名	登録年月日	代表者名	主たる事務所の所在地	法人格の有無	令和6年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
市町村職員	野辺地町職員組合	S54. 5. 25	沼尾 健一	上北郡野辺地町	有	役員の氏名等 (R6. 4. 30) " (R6. 7. 11)
"	八戸市職員組合	S57. 1. 11	漆戸 啓二	八戸市	"	" (R6. 4. 10)
"	蓬田村職員組合	S57. 10. 13	福井飛雄馬	東津軽郡蓬田村	"	" (R6. 5. 29) " (R6. 11. 29)
"	風間浦村職員組合	S59. 1. 24	川崎 洋輔	下北郡風間浦村	"	" (R7. 3. 25)
"	外ヶ浜町職員組合	S61. 1. 24	小笠原大倫	東津軽郡外ヶ浜町	"	" (R7. 2. 27)
"	むつ市職員組合	S42. 10. 16	武田 祐典	むつ市	"	" (R6. 11. 8)
"	五所川原市職員組合	H8. 6. 19	山中 潤哉	五所川原市	"	" (R6. 5. 1) " (R6. 12. 13)
"	おいらせ町職員組合	H10. 3. 26	高橋 勝江	上北郡おいらせ町	"	" (R6. 4. 30) " (R6. 12. 13)
"	六戸町職員組合	H10. 7. 13	柴山 英夫	上北郡六戸町	"	
"	平内町職員組合	H10. 8. 27	木村 秀樹	東津軽郡平内町	"	役員の氏名等 (R6. 4. 22) " (R6. 7. 30)
"	五所川原市役所職員労働組合	H11. 7. 26	中嶋 真哉	五所川原市	無	" (R7. 2. 3)
"	下北地域広域行政事務組合職員組合	H14. 1. 23	佐藤 貴昭	むつ市	"	" (R6. 11. 8)
"	今別町職員組合	H15. 2. 12	島貫 一也	東津軽郡今別町	有	" (R6. 12. 6)
"	階上町職員組合	H15. 11. 27	中居 勉	三戸郡階上町	"	" (R7. 3. 18)
"	西北五環境整備事務組合職員労働組合	H17. 3. 24	佐藤 淳一	五所川原市	無	" (R6. 7. 11)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	令 和 6 年 度 に 行 っ た 変 更 登 録 等 事 項 (登 録 等 年 月 日)
市 町 村 職 員	一 部 事 務 組 合 下 北 医 療 セ ン タ ー 職 員 組 合	H17. 11. 29	山 本 由 香 里	む つ 市	無	役 員 の 氏 名 等 (R6. 11. 8)
〃	藤 崎 町 職 員 組 合	H18. 1. 19	木 村 大 公	南 津 軽 郡 藤 崎 町	有	〃 (R6. 11. 28)
〃	中 泊 町 職 員 労 働 組 合	H21. 11. 20	成 田 良 輝	北 津 軽 郡 中 泊 町	無	〃 (R6. 11. 28)
〃	東 通 村 職 員 組 合	H23. 8. 17	上 路 一 仁	む つ 市	〃	
〃	大 鰯 町 職 員 組 合	H24. 6. 14	福 田 和 光	南 津 軽 郡 大 鰯 町	〃	役 員 の 氏 名 等 (R6. 12. 6)
〃	中 部 上 北 広 域 事 業 組 合 職 員 組 合	H24. 8. 17	相 坂 隆 之	上 北 郡 七 戸 町	〃	〃 (R7. 1. 17)

2 管理職員等の範囲の指定

令和6年度においては、規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回、規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回改正した。

これらの改正により、新たに指定された職及び廃止された職は、次のとおりである。

(1) 県 関 係

機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
本 庁	知事部局	危機管理局	危機管理統括監	
		各課等共通	室長	
		知事公室	副参事、総括主幹（知事及び副知事の日程調整に関する事務を担当するものに限る。）、知事秘書、副知事秘書	
		秘書課		副参事、総括主幹（知事及び副知事の日程調整に関する事務を担当するものに限る。）、知事秘書、副知事秘書
		総務文書課	課長代理、グループマネージャー・主幹・主査（法令審査に関する事務を担当するものに限る。)	
		総務学事課		課長代理、グループマネージャー・主幹・主査（法令審査に関する事務を担当するものに限る。)
	教 育 庁	教育政策課	課長代理、室長、主任指導主事・主査（公立学校における働き方改革に関する事務を主として担当するものに限る。)	
出先機関	地域県民局			地域整備部ダム建設所長
	衛生研究所		所長、次長、庶務担当課長等	
	環境保健センター			所長、次長、庶務担当課長等

R6. 6. 14

(2) 委託関係

団 体	機 関	新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
青 森 市	出先機関	病院		室長（病院整備準備室に置くものに限る。）
弘 前 市	本 庁	市長部局	局長	
八 戸 市	本 庁	市長部局	主事（人事担当）	
	出先機関	長根屋内スケート場	副館長	
		高等看護学院	副学院長	
		こども支援センター	所長	
		図書館	館長	副館長
黒 石 市	本 庁	市長部局	室長（課に置く室に置くものを除く。）、主任主事（秘書担当）	
む つ 市	本 庁	市長部局	危機管理監、次長、こども政策推進監、室長（課に置く室に置くものを除く。）、主査（秘書担当）、主任（秘書担当）	政策推進監、市長公室長
		教育委員会事務局	次長	政策推進監
平 川 市	本 庁	教育委員会事務局	室長	
大 鰐 町	出先機関	病院		院長、副院長、事務長
		診療所	所長、副所長、事務長	
野 辺 地 町	本 庁	町長部局	企画財政課課長補佐（予算担当）	
		農業委員会事務局		事務局長
横 浜 町	本 庁	町長部局	総務課課長補佐	
西海岸衛生 処理組合			事務局長	所長

R6. 6. 14

第9 公平委員会事務の受託

令和6年度において、新たに公平委員会の事務を受託した団体はなく、当委員会が公平委員会の事務を受託している団体は、10市30町村24一部事務組合3広域連合の計67団体となっている。

1 市町村関係

委 託 市 町 村 名	委 託 年 月 日	委 託 市 町 村 名	委 託 年 月 日	委 託 市 町 村 名	委 託 年 月 日
青 森 市	H17. 7. 1	鱒ヶ沢町	S50. 4. 1	六ヶ所村	S31. 4. 10
弘 前 市	H18. 4. 1	深 浦 町	H17. 7. 1	おいらせ町	H18. 4. 1
八 戸 市	S30.10.25	西目屋村	S32. 4. 4	大 間 町	S37. 4. 1
黒 石 市	S30. 4. 1	藤 崎 町	H17. 7. 1	東 通 村	H 9. 4. 1
五所川原市	H17. 7. 1	大 鰯 町	S30. 4. 1	風間浦村	S39. 7. 15
十和田市	H17. 4. 1	田舎館村	S31. 4. 10	佐 井 村	H 7. 4. 1
三 沢 市	S32. 4. 4	板 柳 町	S30.10.25	三 戸 町	S31. 4. 10
む つ 市	H 3.12.26	鶴 田 町	S30.10.25	五 戸 町	S30.10.25
つがる市	H17. 4. 1	中 泊 町	H17. 7. 1	田 子 町	S31. 4. 10
平 川 市	H18. 4. 1	野辺地町	S30.10.25	南 部 町	H18. 4. 1
平 内 町	S41. 1. 1	七 戸 町	H17. 7. 1	階 上 町	S29. 1. 5
今 別 町	S30.10.25	六 戸 町	S30. 4. 1	新 郷 村	S31. 9. 5
蓬 田 村	S30.10.25	横 浜 町	S35. 4. 9		
外ヶ浜町	H17. 7. 1	東 北 町	H17. 7. 1		

2 一部事務組合関係

委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日
青森県市町村職員退職手当組合	S37.10.15	下北地域広域行政事務組合	S48.8.1	青森県市長会館管理組合	R2.4.1
青森県市町村総合事務組合	S37.10.15	上北地方教育・福祉事務組合	S49.11.1	田子高原広域事務組合	R2.4.1
弘前地区環境整備事務組合	S38.7.1	鱒ヶ沢地区消防事務組合	S50.4.1	津軽広域水道企業団	R3.3.29
西海岸衛生処理組合	S46.11.1	十和田地域広域事務組合	S51.4.1	久吉ダム水道企業団	R3.3.29
一部事務組合下北医療センター	S46.11.1	黒石地区清掃施設組合	S59.8.1	八戸圏域水道企業団	R3.3.29
弘前地区消防事務組合	S47.1.1	青森県交通災害共済組合	H3.4.1		
八戸地域広域市町村圏事務組合	S47.8.1	西北五広域福祉事務組合	H3.4.1		
五所川原地区消防事務組合	S47.8.1	青森地域広域事務組合	H3.8.1		
西北五環境整備事務組合	S47.8.1	北部上北広域事務組合	H8.8.1		
中部上北広域事業組合	S47.11.1	三戸地区環境整備事務組合	H9.1.1		

3 広域連合関係

委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日
津軽広域連合	H10.8.1	つがる西北五広域連合	H11.11.1	青森県後期高齢者医療広域連合	H19.8.1

(注) 事務委託に伴う経費は、「委託地方公共団体と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約」に基づき、委託地方公共団体が負担することとされ、その内容は、定額特別事務処理費（公平審査の事案があった場合その処理に要した経費及び退職管理に係る事務の処理に要した経費）を加えたものであるが、定額分については平成3年度から、市13,000円、町村10,000円、一部事務組合等6,000円としている。

第 1 0 そ の 他

1 年間の主な動き

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
(6. 3. 1)	(令和6年度青森県職員採用試験(大卒程度・SPI方式)公告)
6. 4. 2~15	職員採用試験(大卒程度・SPI方式)第1次試験
4. 15	第1回委員会
4. 24	第2回委員会
5. 7	令和6年度青森県職員採用試験(大卒程度及び大卒程度・社会人枠)公告
5. 13	ブロック委員長・事務局長会議(仙台市)
5. 15~16	職員採用試験(大卒程度・SPI方式)第2次試験
5. 24	第3回委員会
5. 28	職員採用試験(大卒程度・SPI方式)合格発表
6. 5	第4回委員会
6. 16	職員採用試験(大卒程度及び大卒程度・社会人枠)第1次試験
6. 27	第132回全国人事委員会連合会総会(東京都)
6. 28	第5回委員会
7. 1	面接技法講習会
7. 5	令和6年度青森県職員採用試験(短大卒・高卒程度)公告
7. 8~9	第67回公平審査事務研修会(仙台市)
7. 16	第6回委員会
7. 21~27	職員採用試験(大卒程度)第2次試験
8. 8	第7回委員会
〃	青森県庁技術職1DAY職場訪問・事務職採用試験(高卒程度)説明会
8. 13	職員採用試験(大卒程度)合格発表
8. 18	職員採用試験(大卒程度・社会人枠)第2次試験
8. 19	障がい者採用選考試験公告
8. 23	第8回委員会
〃	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議(Web開催)
8. 30	ブロック委員・事務局長合同会議(盛岡市)
9. 2	ブロック給与事務会議(秋田市)
9. 4	第9回委員会
9. 6	職員採用試験(大卒程度・社会人枠)合格発表
9. 10	第10回委員会
9. 24	第11回委員会
9. 29	職員採用試験(短大卒・高卒程度)第1次試験
9. 30	第12回委員会
10. 8	職員の給与等に関する報告及び勧告
10. 20	障がい者選考第1次試験
10. 23	第13回委員会
10. 29~11. 1	職員採用試験(短大卒・高卒程度)第2次試験
11. 14	第14回委員会
11. 17	障がい者選考第2次試験
11. 19	職員採用試験(短大卒・高卒程度)合格発表
11. 22	第15回委員会
11. 29	障がい者選考試験合格発表
12. 5	令和6年度採用試験担当者講習会(東京都)
12. 9	第16回委員会

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
12.18	第17回委員会
12.20	青森県庁JOBセミナー
7. 1.10	第18回委員会
1.20	ブロック給与事務研修会（札幌市）
1.30	第19回委員会
1.31	ブロック任用事務会議（福島市）
2.12	第20回委員会
2.21	第21回委員会
3. 3	青森県職員採用試験オンライン説明会
3. 4	第22回委員会
3.13	第23回委員会
3.24	第24回委員会
3.28	第25回委員会

2 各種会議実施状況

(1) 全国人事委員会連合会関係

ア 総 会

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
第132回 全人連総会	6. 6.27 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ○永年勤続者の表彰 ○議 事 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和5年度決算について 2 令和6年度事業計画案及び予算案について 3 第133回総会について ○報 告 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和4・5年度専門部会の結果報告について 2 第66回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第67回公平審査事務研修会について 4 第68回公平審査事務研修会について 5 令和6年度理事について 6 「園遊会」への招待者について 7 ブロック活動状況報告について ○感謝状の贈呈 ○役員選挙 ○講 演 <ul style="list-style-type: none"> 「最近の人事院の取組について」 人事院総括審議官 役田 平 氏

イ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容 等
第67回 公平審査事務研修 会	6. 7. 8 ~ 9 (仙台市)	○講 演 「地方公務員行政の現状と課題」 総務省自治行政局公務員部女性活躍・人材活用推進室 室長 渡部 貴徳 ○分科会研究討議

(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係

ア 委員長及び事務局長会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
委員長・事務局長 会議	6. 5. 13 (仙台市)	○議 事 1 令和5年度事業報告及び歳入歳出決算について 2 令和6年度分担金について 3 令和6年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案） について 4 令和6年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事 委員会の選出について 5 令和6年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事 委員会の選出について 6 令和6年度全人連役員（会長・副会長）選出のため の選考委員の選出について ○報 告 1 令和6年度全人連理事の選出について 2 令和6年度全人連役員会の概要について
委員・事務局長 合同会議	6. 8. 30 (盛岡市)	1 委員・事務局長合同会議 ① 人事委員会勧告・報告内容の検討状況について ② 人事委員会勧告・報告内容の検討状況について〔寒 冷地手当の支給地域について〕 2 委員会議 公務員志願者の減少に対する取組について 3 事務局長会議 ① フレックスタイム制の導入・拡充について ② 技術系職種の受験者確保に向けた試験制度の見直し について ③ 大学卒業程度試験（早期卒）における内定辞退防 止策や最終合格者を決定する際の辞退率の考え方 について ④ 大学卒業程度試験の受験者増加に向けた取組について ⑤ 勤務条件等に関する調査結果の活用及び公表について ⑥ 在宅勤務に係る状況について ⑦ 審査請求の審理手続における個人情報の取扱いに ついて

イ 課長会議

会議名	開催日・開催地	議題等
給与事務会議	6. 9. 2 (秋田市)	1 課長・係長合同会議 ○協議事項 寒冷地手当について 2 分科会 (1) 課長会議 ① 公民較差に加え、定期昇給分を加えた給与改善状況の公表について ② 勧告日の事前公表及び勧告当日のマスコミへの説明について (2) 係長会議 ① 給与制度のアップデート（単身赴任手当）について ② 給与制度のアップデート（通勤手当）について ③ 現行の給与制度（給料表、昇給、勤勉手当）について ④ 職員給与実態調査における定年引上げへの対応について ⑤ 人事委員会勧告・報告の構成等について ⑥ 地域手当の異動保障について ⑦ 8級以上に昇格する場合の昇格対応について ⑧ 公民較差と給与改定の額・率について ⑨ 人事院報告・勧告に対する各団体の検討状況

ウ 研修会

研修名	開催日・開催地	研修内容
給与事務研修会	7. 1. 20 (札幌市)	○意見交換 1 主な給料表における最高号給到達者の状況について 2 初任給基準等の引上げについて 3 都道府県等職務経験採用の職員に係る初任給の決定について 4 昇格時号俸対応表の作成等について 5 専門職種（土木職等技術系）の給与上の処遇について 6 獣医師の給与等について 7 交通用具使用者に係る通勤手当の改定について 8 時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間あたりの給与額における在宅勤務等手当について 9 寒冷地手当の支給地域区分の基準等について 10 給与制度のアップデートに伴う初任給決定について 11 給与制度のアップデートに係る通勤手当の見直しについて 12 特定任期付職員の勤勉手当に係る総原資について 13 職種別民間給与実態調査の調査事業所名簿作成作業について

		14 民調の実施体制、拒否意向の事業所への対応について 15 支払監理の実施状況について 16 職員給与実態調査に係る給与データの集計方法について 17 再任用職員の給与について
--	--	--

エ 事務会議

会議名	開催日・開催地	議題等
任用事務会議	7. 1.31 (福島市)	○意見交換 1 大卒程度・早期枠試験の実施状況等について 先行実施枠試験の実施状況について 2 採用候補者名簿の有効期間について 採用候補者名簿の有効期間の延長及び大学3年生の受験について 3 獣医師の確保対策について 4 説明会の開催時期等について ○情報交換 1 社会人を対象とした採用試験に係る広報について 2 主査級職員の採用について 3 試験種目毎の合格者の決定方法について 4 面接試験における受験者誘導の方法等について 5 集団討論・グループワークの実施状況について 6 オンラインを活用した採用試験の実施について 7 適性検査の実施状況について 8 採用試験のスケジュールについて 9 マークシート式試験の採点システムについて

(3) 全国人事委員会事務局長会議（総務省主催）

会議名	開催日・開催地	議題等
全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議	6. 8.23 (Web開催)	1 地方公務員の任用・勤務条件等について 2 人事院の勧告について 3 給与及び定員管理の諸問題について 4 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について 5 マイナ保険証の利用促進等について 6 地方公務員の労働安全衛生について 7 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について 8 連携協約に基づく専門人材の確保等について 9 地方行革について 10 都道府県と市町村が連携した地域DX推進体制の構築・拡充について 11 消防行政について 12 自治大学の研修事業について